

Web とクルマのハッカソン 2018 参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます）は、Web とクルマのハッカソン 2018 実行委員会（以下、「主催者」といいます）が開催する「Web とクルマのハッカソン 2018」（以下「本イベント」といいます）へ応募・参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本イベントに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

<イベント概要>

イベント名：Web とクルマのハッカソン 2018

開催期間：2018 年 1 月 27 日（土）～ 1 月 28 日（日）

開催場所：住友不動産飯田橋駅前ビル 1 2 階会議室

主催者：Web とクルマのハッカソン実行委員会 2018

1. イベントの目的

本イベントは、主催者が開催するアプリ開発イベントです。本イベントでは、アプリケーションを自ら企画・設計・デザイン・構築する知識や技能があり、新しいサービスのアイデアを持つ方で、本イベントの参加規約（以下「本規約」といいます）に同意いただき、所定の手続により参加登録をしていただいた方（以下「参加者」といいます）に、「イベント概要」記載の開催期間および開催会場（以下それぞれ「本開催期間」「本開催会場」といいます）にお集まり頂き、「イベント概要」記載の本イベントのテーマに沿った W3C Vehicle Information Access API および W3C Vehicle Data を活用した Web アプリケーション等のプロトタイプ（以下「成果物」といいます）を制作して頂きます。

2. 本イベント参加者の応募資格

本イベントには、個人、グループを問わず、インターネットにアクセスできること、有効な電子メールアドレスを保有していること、参加登録および応募にあたって必要となる記載事項を提出すること（なりすまし、その他虚偽の申告は無効となりますのでご注意ください）、主催者との連絡にあたり日本語での提出・連絡を行なえること、および本開催期間中、本開催会場に会場し、イベントに参加できること、HTML、CSS、JavaScript を使ってウェブアプリケーション開発に携わったことがあるウェブ開発者、ウェブデザイナー等いずれかの経験を有すること、の各要件を全て満たす方であれば、国籍、居住地等を問わず、どなたでも応募して頂くことができます。なお、本開催会場までの交通費、本開催期間中の宿泊費等については参加者各自の負担となりますので、遠方からの参加を希望される方は予めご注意ください。

3. 遵守事項

- i. 参加者は、本イベントへの参加にあたり、本規約および本開催会場の施設、機器等の利用規則を遵守するとともに、本イベントへの参加中は、主催者が適宜行う指示等に従うものとします。
- ii. 参加者は、本イベントの実施内容や、参加によって知り得た主催者および他の参加者その他第三者の機密情報（推奨 API に関する情報を含みます）および成果物に関する情報（成果物に関連するアイデアやノウハウを含みます）その他本イベントに関する情報の一切を主催者の許可なく本開催期間中は勿論、終了後も第三者に対し、開示、漏洩等してはならないものとします。
- iii. 参加者は、主催者、「イベント概要」記載の協力企業、他の参加者、その他の第三者の著作

権、商標権、その他の知的財産権や財産権、名誉、プライバシー、その他の権利の侵害、その他の違法・不当な行為（成果物にコンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用し、その他他者に感染させること、API の改ざん等、主催者が当日提示する制約事項を含みます。）をしてはならないものとします。また、成果物の利用ケースとして、上記のような違法・不当な行為のプランを示すことをしてはならないものとします。

- iv. 主催者は、参加者が主催者の指示に従わない場合や他の参加者に迷惑を及ぼす行為をする等、本イベントの運営に支障が生じると判断した場合、その他当該参加者の参加が不適切であると判断した場合、当該参加者に対し、本イベントへの参加を差し止めることができるものとします。なお、これにより参加者に損害や不利益等が生じた場合であっても、主催者は何らの責任を負わないものとします。
- v. 参加者は、成果物が、本開催期間中に制作されるものであること、参加者自身の制作にかかる完全なオリジナル成果物であること、および第三者の制作にかかる成果物等の権利を侵害するものではないことを主催者に保証するものとします。なお、参加者は応募成果物に第三者が権利を有する映像等の素材を使用する場合、自己の責任において適法に使用し、主催者その他本イベント関係者に対し、迷惑、損害等を被らせないことを保証します。
- vi. 参加者が本規約に違反したことにより、主催者、協力企業、その他の第三者に損害を与えた場合、参加者は、一切の損害を賠償する義務を負います。

4.権利の帰属

- i. 本イベント内における参加者の成果物に関わるアイデアおよびノウハウに関する権利並びに著作権(著作権法第27条および第28条を含みます。)並びに特許権、商標権およびそれらを受ける権利その他の一切の権利は、成果物を制作した参加者に帰属するものとします。
- ii. 前項の規定に関わらず、参加者は、主催者または主催者の委託先が本イベントの実施、運営、管理、放送、広報活動または販促活動を行うにあたり、成果物をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとし、当該利用に対し、著作者人格権に基づくものを含め、何ら異議申し立てや対価の請求等を行わないものとします。なお、主催者または主催者の指定する第三者による利用には、放送、広報宣伝活動を目的としたスクリーンショット、アニメーション、ビデオの公開などが含まれますが、これらに限定されません。
- iii. 主催者または主催者の委託先は、本イベントの実施、運営、管理、放送、広報活動または販促活動を行うにあたり、法律に違反しない範囲内で、報酬を提供することなく参加者の氏名、肖像、プロフィール、法人名、団体名、法人・団体情報等および成果物を広報宣伝活動に使用することができるものとします。
- iv. 参加者は、主催者または主催関係者が、成果物をもとに新商品・サービスを開発の検討を行うにあたり、成果物をこれらの目的の範囲内で自由に利用することを予め承諾するものとし、但し、主催者と参加者が書面により別段の合意をした場合には、当該合意に従うものとします。

5.免責

主催者は、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、参加者が本イベントに参加した結果、参加者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。ただし、主催者等にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこの限りではない。

6.本規約の改定

主催者は、参加者への事前予告なく、本規約を改定することができるものとします。但し、主催者は本規約の改定について参加者に周知するように努めるものとします。

7.個人情報の取扱い

- i. 参加者は、本イベントへの参加申し込みおよび参加にあたって主催者に提供した参加者の個人情報、以下の目的（以下「利用目的」といいます）のために、主催者、主催者の委託先または協力企業により、処理、保存、および使用されることに同意するものとします。
 - ・ 本イベントの開催、運営およびこれに関連する事項のため
 - ・ 主催者および主催関係者が、本イベントで発表された成果物をもとに新商品を開発することが決定した場合に、当該成果物を制作した参加者に対して連絡をするため
- ii. 主催者は、日本国の個人情報保護関連法令、ガイドライン等を遵守します。主催者は、参加者の同意がある場合を除き、利用目的のために必要でない限り、あるいは法令に基づく場合でない限り、参加者個人を識別できるような個人情報を第三者と共有したり、第三者に開示することはありません。
- iii. 主催者は、個人情報の喪失、損傷、改ざんおよび漏洩を防止するために、個人情報を適切に取り扱い、個人情報を取り扱う従業員等の監督を行います。
- iv. 参加者の個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加、削除等について要請を受けた場合、主催者は、適切な本人確認をした後、適切な範囲内で速やかに対応するものとします。

8.反社会的勢力の排除

- i. 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ・ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ・ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ・ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ・ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ・ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ii. 参加者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ・ 暴力的な要求行為
 - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ・ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ・ その他前各号に準ずる行為

- iii. 参加者が上記表明に反することが判明したときは、主催者は何らの催告をせず、参加者の参加を取り消します。参加者はこれになんら異議を申し立てることができないものとします。

9. 準拠法その他

- i. 本規約の解釈・適用は、日本法に準拠するものとします。
- ii. 本規約に定めのない事項に関する口頭その他客観的証拠によって証明できない方法による当事者間の合意は、その内容の如何を問わず効力を有しないものとします。

10. 合意管轄

参加者は、本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所および東京簡易裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上